

議案第2号 令和2年度事業計画案承認の件

基本方針

令和元年度は、相続人調査業務を積極的に伝えることで、今まで以上に当協会の必要性を多くの官公署に認識いただいた。また、当協会への需要を再確認するとともに需要を受託に繋げるために今後必要な活動の糸口を見出すことができた。令和2年度は、令和元年度に得たものを足掛かりに、より受託に近づくための活動に重点を置き、以下を基本方針として掲げる。

1. 新規受託獲得

当協会への委託メリットを的確に伝えることを心がけ、適切なタイミングで官公署へアプローチをする。

2. 受託事件の対応

新規受託獲得は、既存受託事件の処理に対する信頼の先にある。長期相続登記等未了土地解消作業を含め、既存受託事件の適正処理に努める。

3. 内部向け・外部向けの研修等の充実

内部向けにおいては、社員の相続人調査業務等専門分野での強化を図る。外部向けにおいては、用地買収の円滑な事件処理に寄与するとともに、官公署との強固な信頼関係構築を目指す。

4. 事務局体制の強化

相続人調査等、多様化する業務を適正かつ迅速に処理するため、社員の作業を支える事務局体制の改善を行う。

第1 基本契約締結先の拡大

基本契約を締結している官公署は、令和2年3月31日時点で10箇所に満たない。その他の受託は、(入札案件は除き)依頼の都度、随意契約を締結している状況である。

基本契約の締結を積極的に推進し、基本契約を土台とした官公署との継続した関係構築を図り、受託の可能性を広げていく。

令和2年度の基本契約締結先拡大活動(令和2年10月～12月)

- ・受託関係のない官公署に対して、基本契約締結の推進、広報
- ・過去2年間に随意契約による受託があった官公署へ個別アプローチ

《入札委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

第2 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

平成30年度、令和元年度に引き続き、使命感をもって本作業に取り組む。

- ・令和元年度の作業

契約期間が延長された場合は、新たな納期に向け従事社員が一丸となり対応する。また、期間内に全調査を完了するよう進捗管理を徹底する。

- ・令和2年度の入札対応（現時点においては実施未定）

令和2年度の本作業入札、応札、落札後の円滑な作業開始に備える。

《特措法対応委員会を中心に全体で対応》

第3 官公署職員向け「第3回用地買収問題シリーズ研修会」の実施

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との共催で官公署職員向け研修会を実施する（令和3年2月、県内3会場を予定）。

平成30年度からシリーズ研修として開始後、年々参加者が増加しており、用地買収手続における両協会の必要性を感じていただけている。引き続き、用地買収に適したテーマの検討と講義内容の充実を図り、官公署職員にとって有意義な研修にしていく。

《研修委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

第4 静岡県司法書士会との協働による官公署職員向け研修会の検討

空き家、所有者不明土地問題は、もはや官公署の一部の担当課で解決できるものではない。市民課、課税課等の関連部署についても、この問題について正確な知識を持ち対処していく必要がある。

当協会は、静岡県司法書士会の官公署対応部門として、官公署職員へ継続的に情報提供を行う研修会等の開催を静岡県司法書士会とともに検討する。

《全体対応》

第5 内部向け研修会

- ・社員向け研修会の実施（総会前の研修会）
- ・会員向け研修会の実施（静岡県司法書士会との共催を予定）
- ・出前講座の充実化
- ・新人研修等への対応

静岡県司法書士会新人研修等において、「相続人調査業務」研修の企画を検討する。

《研修委員会》

第6 入札対応

- ・県内外入札案件

過去の情報をもとに的確な入札対応を行っていく。県外案件については、他県公嘱協会の存在等を考慮し、応札についての判断基準を再検討したうえで対応する。

- ・入札情報の入手と応札手続きを適正かつ迅速に行う体制の整備
- ・県内契約情報の適時更新

《入札委員会》

第7 事務局対応

- ・パート職員（長期相続登記等未了土地解消作業で雇用）を含む人事対応
- ・事務員負担軽減のための検討、解決

《総務委員会》

第8 事件配分の適正管理

- ・配分委員の選定及び配分運営の管理
- ・浜松地区等で事件配分に関する意見交換会の開催
- ・配分委員に対する通信費の支給
- ・相続人調査業務を担当した配分委員への特別手当の支給

《総務委員会》

第9 公嘱管理システム対応

令和元年度より稼働中の公嘱管理システムの操作マニュアルを作成する。

《公嘱管理システム担当室》

第10 広報活動

(1) 対外広報

- ・KOSHOKU LETTER vol.8の発行（令和2年10月）
- ・ホームページ、Facebookを活用した情報公開

(2) 対内広報

- ・THE KOSHOKU TIMESの定期的な発行
- ・本会通信へ毎月寄稿（公嘱だより）

《企画・広報委員会》